



PHILIP MORRIS INTERNATIONAL

フィリップモリスインターナショナル

IQOS商標及び著作権保護コンテンツの使用に関するガイドライン

IQOS商標（別表1を参照）は、フィリップモリスプロダクツS.A.（「PMPSA」）が所有する知的財産権です。原則として、第三者は、PMPSAから明示的に書面によって許諾を得ない限り、IQOS商標をコピーし、複製し、又は使用することは一切できません。しかしながら、このガイドラインには、本書に明記されるとおり、特定のIQOS商標を第三者が特定の状況において限定的に使用することを許諾する基準及び要件が明記されています。このガイドラインに明記される基準及び要件を満たさない使用は、厳しく禁じられています。

このガイドラインにおいて、「第三者」とは、下記の状況においていずれかのIQOS商標を限定的に使用したい全てのIQOSライセンス、正規再販者、開発者、顧客、その他の者をいいます。

- 貴社が販売する物品及びサービスのための販売促進物、広告物、教材、資料、及び広報への使用
- 製品のパッケージ上、製品又はパッケージに使用されるラベル又はステッカー上を含め、貴社が販売する製品上、或いは当該製品との関連での使用
- 貴社のウェブサイト上又は貴社が管理するウェブサイト上、市場ウェブサイト上（イーベイ、タオバオ、アリババ、楽天等）、又はソーシャルメディアアカウント/ページ上での使用

貴社がIQOS商標のライセンスであり、貴社と結ばれたライセンス契約書と共に特定商標/著作権使用ガイドラインを受け取った場合には、当該ガイドラインに従って下さい。貴社と結ばれたライセンス契約書に使用ガイドラインが含まれていない場合には、このガイドラインに従って下さい。貴社がIQOS正規再販者である場合には、追加的な制限を受けることがあります。


PMPSAの商標、サービスマーク、商品名、トレードドレス、意匠及びクリエイティブコンテンツは全て価値を有する資産です。このガイドラインに従うことにより、貴社は、弊社の価値ある知的財産権を保護すると共に弊社のコーポレート/ブランドアイデンティティを強化するという点において弊社を支援します。貴社は、IQOS商標の全体又は一部分を使用す

ることにより、PMPSAが関連する商標の単独所有者であることを確認し、かつ、世界各地での、単独での又は他の言葉と組み合わせての、IQOS商標又はその他の知的財産権のPMPSAによる使用、登録、又は登録申請に異議を申し立てることを含め、貴社がその商標又は他の関連する知的財産権にPMPSAが保有する権利を侵害することがないこと、及び貴社がIQOS商標又はPMPSAが所有する他の一切の知的財産権を害し、誤用し、又はその評判を落とすことがないことを宣言しているものとみなされます。IQOS商標の各部を使用することから生じる営業権は、PMPSAの利益に帰し、PMPSAに帰属します。このガイドラインにより明示的に許諾される限定使用权以外には、如何なる種類の権利も、黙示その他の形で、本書により付与されることはありません。このガイドラインについて何か不明な点がありましたら、PMPSAの担当者に問い合わせして下さい。

TrademarkGroupLondon.PMUK@pmi.comでも質問を受け付けています。

IQOS商標

別表1

文字マーク	IQOSロゴ	ハミングバードロゴ
IQOS		
		

*この別表はIQOS商標の全てを掲げているものではなく、また、随時更新されます。

IQOS商標の正規使用

1. 広告物、販売促進物、及び販売資料

PMPSA以外にIQOS商標の全てを広告物、販売促進物、及び販売資料に使用することができるのは、使用の許諾をPMPSAから明示的に書面によって受けたPMPSAの正規再販者及びライセンシーのみに限られます。そのように許諾を受けた者は、PMPSAと締結した契約書及び関連する使用ガイドラインに明記される範囲に限り、IQOS商標を使用することができ、当該使用は、常に、PMPSAとの間で締結した契約により許諾されている関係を定義する適切な用語と結びついていなければなりません。許諾を受けた者は、これらの目的でIQOS商標を使用するときは、許諾のマークを含めなければなりません。例えば、貴社が正規再販者である場合には、貴社は、貴社が公表を希望する資料において「IQOS正規再販者」を明記しなければなりません。許諾のその他の種類としては、「正規付加価値再販者」、「正規サービス提供者」、「正規卸売業者」、「正規小

売業者」があります。貴社が取得した許諾の種類が明確でない場合には、PMPSAの担当者にお問い合わせ下さい。

2. 第三者がIQOS用として生産したアクセサリ

貴社が、IQOSポケットチャージャー用の新型保護ケース等のアクセサリ又は交換用のUSB充電ケーブル・電源アダプター等の電子アクセサリの第三者生産者又は第三者販売者である場合、貴社は、ライセンス契約の一部としてPMPSAから書面によって許諾を得ていない限り、当該製品にIQOS商標を使用したり、当該製品の宣伝・広告を行ったりすることはできません。ただし、貴社は、下記の要件を満たせば、その第三者製品がIQOS製品又は技術用であることを記載するため、パッケージ上又は販売促進・広告物上の参照フレーズにIQOSの文字を使用することができます（IQOSロゴを使用することはできません）。

- a. IQOSの文字（又は混同を引き起こすほど類似している商標）が、その製品の名称の一部を構成していないこと。
- b. IQOSの文字は、IQOS「とともに用いるための」やIQOS「のための」等の参照フレーズに使用されていること。
- c. IQOSの文字は、その製品の名称よりも目立たないこと。
- d. その製品は、PMPSAのIQOS製品に実際に使用することができ、IQOS製品の性能に影響を及ぼさないこと。
- e. IQOSへの言及が、PMPSAによる是認、後援、又はPMPSA又はPMPSAの製品或いはサービスとの誤った関連を生んでいないこと。
- f. 当該使用が、PMPSA又はその製品について虚偽または軽蔑的な観点で用いられるものではないこと。

貴社が、交換用のUSB充電ケーブル・電源アダプター等のIQOS互換電子アクセサリの第三者生産者又は第三者販売者である場合、貴社は、純正IQOSブランド製品・電子アクセサリの保証は非IQOSブランド製品には適用されず、かかる無許諾の電子アクセサリを使用すると純正IQOSブランド製品の保証が無効になることがあるという事実を、貴社の顧客に知らせなければなりません。

3. オンライン市場とソーシャルメディアを含めたウェブサイト及びアプリケーション

貴社は参照フレーズに、例えば商品の権原又は製品の説明に、IQOSの文字を使用する必要がある場合に限り使用することができます。また、貴社は、貴社の販売の申込みの一部として目立つ箇所に次の告知を含めてユーザーがその告知を読めるようにその告知をはっきりと表示することを要します。

「IQOSはフィリップモリスプロダクツS.A.が所有する商標です。この小売業者又は広告主はフィリップモリスプロダクツS.A.とは全く関連がなく、フィリップモリスプロダクツS.A.の代表者又は代理人ではありません。販売され又は広告されている純正IQOS™製品又はアクセサリーに該当しない一切の製品又はアクセサリーは、フィリップモリスプロダクツS.A.の推奨、精査又は支持を一切受けておらず、当該製品に関する一切の責任は当該製品の販売業者、流通業者、製造業者にあります。」

IQOS製品又は技術に関する非商業的情報フォーラムとしてのみ機能するウェブサイト、ソーシャルメディアアカウント及びブログは、以下のセクション4に記載されるガイドラインを順守して使用するのであれば、IQOSの文字、その他の文字を使用することができます。

4. 独立した刊行物、セミナー及び会議（オンラインを含む）

貴社は、下記の要件を満たせば、本の題名、印刷又は電子媒体記事、ブログ、ソーシャルメディアファンページ、雑誌、定期刊行物、セミナー、会議との関連でIQOSの文字を使用することができます。

a. その使用は**指示的**とし、題名の残り部分よりも目立ってはいなりません。例えば、「PMPA、日本でIQOSを発売する」は、この意味において容認できる使用の一例です。

c. 独立した著者及びセミナー又は会議提供者である場合、貴社の名称及びロゴは、その刊行物、セミナー又は会議に関係する全ての印刷物上で、IQOSの文字よりも目立っていなければなりません。

d. IQOSロゴ又はPMPAが所有するその他のグラフィックシンボル、ロゴ、アイコン或いは画像は、PMPAから明示的に書面によって許諾を得ない限り、刊行物に、或いは刊行物、セミナー、又は会議に関連する印刷物に表示できません。

e. PMPAによる後援、関連、又は推奨を否認する声明は、下記に類似する形で、その刊行物及び関係する全ての印刷物に含まれるものとします。

「(題名)は独立した(刊行物)であり、フィリップモリスプロダクツS.A.の許諾、後援、承認を受けていません。」

f. 商標帰属表示は、PMPSAが自己の商標を所有している旨の表示が為されるクレジット欄に含まれます。「適切な商標表示及び帰属」と題する以下のセクションを参照して下さい。

IQOS商標の無断使用

1. 会社、製品、又はサービスの名称

貴社は、グラフィックシンボル、ロゴ、アイコン、又はその変形を含め、IQOS又はPMPSAが所有するその他の商標を、全体であると一部であるとを問わず、会社名、商号又は製品名として又はその一部として使用し又は登録することはできません。これには、PMPSAが所有するいずれかの商標に視覚的、発音上又は概念的に類似する一切の名称、ロゴ又はアイコンが含まれます。

2. IQOSロゴマーク及びPMPSAが所有するその他のグラフィックシンボル

貴社は、再販者契約等の形でPMPSAから商標ライセンスを明示的に書面によって得ない限り、IQOSロゴ、ハミングバードロゴ又はPMPSAが所有するその他のグラフィックシンボル、ロゴ、或いはアイコンを、取引の過程で、又はウェブサイト、製品、パッケージ、マニュアル、販売促進・広告物との関連で、又はその他の目的で、使用することはできません。

3. 変形、派生形又は省略形

貴社は、目的の如何を問わず、IQOS商標又はPMPSAが所有するその他の商標の変形、音声上の同等物、外国語の同等物、派生形、又は省略形を使用することはできません。以下にいくつかの例を挙げます。

IQOSCLUB MYIQOS iKOS アイコス IQOS CIG IQOS HS IQOS-CIGARETTES

4. 名誉毀損又は信用失墜

貴社は、IQOS商標又はPMPSAが所有するその他の商標、グラフィックシンボル、ロゴ、アイコンを、名誉を毀損する形又は信用を失墜させる形で使用することはできません。

5. 推奨又は後援

貴社は、IQOS商標又はPMPSAが所有するその他の商標、グラフィックシンボル、ロゴ、アイコンを、PMPSAが第三者の製品又はサービスと関連している、これを推奨して

いる、後援している、又は支持していることを黙示する形で使用することはできません。

6. 商品

貴社は、PMPSAから商標の使用許諾を明示的に書面によって得ない限り、IQOS商標又はPMPSAが所有するその他の商標、シンボル、ロゴ、或いはアイコンの付いたTシャツ、キャップ、マグカップ、灰皿、メモリースティック、文具等の商品を製造し、販売し、又は無料で提供することはできません。当該商品は、たばこに関する現地の法令により一切禁止されていることがあります。

7. IQOSトレードドレス及びクリエイティブコンテンツ

貴社は、IQOS特有のパッケージ、ウェブサイトデザイン、ロゴ、又はタイプフェースをコピーし、複製し、又は模倣することはできません。例えば、PMPSAのIQOSウェブサイトからテキスト又はグラフィックコンテンツをコピーし、そのコンテンツを別のウェブサイトに貼り付けることは厳しく禁じられています。このルールは、PMPSAが所有する他の全ての商標及びその他の知的財産にも適用されます。

8. スローガン及びタグライン

貴社は、IQOSのスローガン又はタグラインを使用し又は模倣することはできません。

例えば、*"This Changes Everything."*

9. ドメイン名

貴社は、IQOS商標と同一の商標又は事実上同一である商標を、取引の過程で又はPMPSAと関連しているという誤解を生むように黙示して、トップレベルドメイン名（TLD）、国コードトップレベルドメイン名、ジェネリックトップレベルドメイン名（gTLD/新gTLD）又はセカンドレベルドメイン名（SLD）として登録し又は使用することはできません。

次のドメイン名は許容されません：*"iqosheet.com"* *"heets.shop"* *"iqos-club.co.za"*
"iqos.london" *"iqos-shop.net"*

IQOS商標の適切な使用に関するルール

1. IQOS商標は、常に、別表1に示されているものと全く同じように大文字で綴るものとします。
2. IQOSの製品名、商標、又はMARLBOROやPARLIAMENTなどのPMPSAが所有する他の関連する商標は、略したり、短くしたりしないものとします。
3. IQOS商標を含んでいる名称を創作することは禁じられます。

商標の適切な表示及び帰属

1. IQOS商標に商標記号（例えば、™や®）を添えることは禁じられます。添えることができるのは、商標を所有しているPMPSAのみに限られます。
2. 貴社の製品又はサービスのリスト、製品又はサービスの文書、又は製品又はサービスに関するその他の広報物のクレジット欄には、PMPSAの商標の所有権がPMPSAにある旨を含めるものとします。次の国際的なクレジット表示のいずれか一方を使用して下さい。

[]はスイスその他の国々において登録されたフィリップモリスプロダクツS.A.の商標です。

[]はフィリップモリスプロダクツS.A.の商標です。

IQOS製品の表現

1. 推奨又は後援

PMPSAでは、他者がマーケティング資料、販売促進物又は広告物にPMPSAのロゴ、登録・無登録意匠、会社名、又はIQOS製品の画像を使用することを支持していません。それは、かかる使用は、PMPSAがその製品、サービス又は販売促進を推奨し又は後援しているという認識を生むことができるからです。

2. IQOS用のアクセサリー

貴社は、IQOS製品の性能に影響を及ぼすことなく又はIQOS商標を侵害することなくIQOS製品に使用することのできるアクセサリーを生産しているか販売している場合、下記の要件を満たせば、貴社の製品がIQOS製品又は技術に使用することのできるもの

であることを表現するため、貴社の販売促進・広告物にIQOS製品の画像を示すことができます。

- a. その画像は、IQOS製品そのものを独自に撮影した写真であり、アーティストの作品ではないこと（ただし、貴社は、PMPSAが所有し又は使用を許諾している写真又は画像を使用する前に、PMPSAから明示的に書面によって許諾を得なければなりません）
- b. IQOS製品は、IQOS製品及びPMPSAを正確に示す方法又は文脈で、最良の明るさのみを使用して示されていること。
- c. IQOSへの言及は、PMPSAによる是認、後援、またはその他PMPSAまたはIQOS製品との誤った関連付けの観念を生じさせないこと。

PMPSAの商標及び著作権に関する詳しい情報を入手したい方は、TrademarkGroupLondon.PMUK@pmi.comに書面で請求して下さい。